

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 平成30年度の制度改正により、埼玉県から標準保険税率が示されております。

市町村は県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め、県への納付金相当額を確保することが求められています。低所得者に配慮しつつ、町の国保財政状況に応じた保険税率となるよう努めて参ります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 軽減について、関係法令に基づき対応して参ります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金は、解消・削減すべき赤字とみなされます。

赤字市町村は、赤字の要因分析を行い、赤字解消計画を作成するよう埼玉県国民健康保険運営方針に定められています。引き続き、健康づくりや医療費適正化など必要な対策に取り組みながら、国保財政の健全化を図って参ります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 美里町国民健康保険税条例第25条に減免を規定しております。まずは納税相談等により相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、減免の申請につなげております。住民に寄り添った対応を心がけ、制度が十分機能するよう努めております。

② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 2021年度も実施しております。納税通知書に制度についてのお知らせを同封し、またホームページに掲載して周知に努め、制度が十分機能するよう努めております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 軽減制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請につなげております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 申請の際は、内容を一緒に確認しながら手続きをしていただき、住民の方が不安なく申請できるよう配慮して参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 減免申請書は、町が受理し審査する必要がありますので、減免の申請が必要な際は、役場の窓口にお越しいただくことをお勧めいたします。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 滞納者と納税相談の中で現状の収支を聞き取り、生活困窮である場合は、生活支援等の部署と連携した対応をしております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 法令に基づき対応して参ります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 法令に基づき対応して参ります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 法令に基づき対応して参ります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 被保険者の状況を把握し、適正な被保険者証の交付に努めます。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 窓口留置は行っておりません。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書は発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 2021年度9月末までの時限的な措置ですが、今後については国の動向を注視しながら検討して参ります。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 被用者以外の方については、傷病見舞金の制度があります。財政支援については、機会をとらえ要望して参ります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 委員構成は、被保険者代表5名、医師及び歯科医師並びに薬剤師が5名、有識者5名の合計15名です。公募については、他市町村の状況を勘案し今後検討します。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 会議録については、情報公開制度に則り公開請求することができます。住民の意見

が十分反映されるよう運営して参ります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 特定健診については、集団、個人健診ともに無料で実施しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 集団のがん検診及び特定健診については、同時に実施しています。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 集団の特定健診については、定員を設けて感染防止対策を講じたうえで、実施します。集団の特定健診を受けられなかった方には、個別健診をご案内します。また、今年度からは、人間ドックの助成金額を増額して、生活習慣病などの早期発見に努めて参ります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 特定健診及びがん検診の個人情報は、疾病等の重要な個人情報となりますので、町の個人情報保護条例に基づき、適切に管理して参ります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 後期高齢者医療については、保険者である後期高齢者広域連合と連携して対応して参ります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 高齢者に対する事業については、保険者である後期高齢者広域連合と連携して実施して参ります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康長寿事業につきましては、後期高齢者広域連合と連携し、健康づくりの普及啓発、健康診査、健康長寿歯科検診等の事業に取り組んでおります。また町として、人間ドック助成事業、健康長寿健幸ポイント事業を実施し、高齢者が健康に暮らせるような取り組みを継続して参ります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 特定健診、がん検診、歯科健診は無料で実施しています。人間ドックについては、費

用の一部を助成しています。今年度助成額を増額しました。無料化については、近隣市町村と調整しながら検討します。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】今後の動向を注視し、機会をとらえて要望して参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】国及び県で医療人材確保対策を進めており、動向を注視しながら、検討して参ります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】保健センターの人員体制の強化については、動向を注視しながら対応して参ります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】町内の介護保険事業所、障害者施設、保育所、幼稚園等の職員を対象に、新型コロナウイルス感染症PCR検査を実施しています。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】国や県の動向を注視しながら対応を検討して参ります。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】国や県の動向を注視しながら対応を検討して参ります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられる制度が維持できるよう保険料の見直しを行いました。次期改定では、保険料の引き下げができるように介護予防と適正化に努めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。
コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。
【回答】2020年度実施いたしました。2021年度も実施しています。
3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。
非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。
【回答】町独自の減免は考えておりません。介護保険制度に基づき実施します。
4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。
【回答】町独自の助成は考えておりません。介護保険制度に基づき実施します。
(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。
【回答】負担割合については、介護保険制度に基づき実施しています。
5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。
【回答】町独自の助成は考えておりません。介護保険制度に基づき実施します。
6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
(1) 自治体として財政支援を行ってください。
【回答】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所は現在、町内にはありません。
(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。
【回答】県から消毒液、マスク、手袋の支給があり各事業所に配布しています。
(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。
【回答】町内の社会福祉施設等の職員に対し町独自の PCR 検査を実施しています。
7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。
【回答】入所希望者に対して安定的なサービスが提供できるよう、事業者の整備意向など考慮しながら、県等と調整を図ってまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務としておりますが、高齢化の進展や生活様式の多様化により相談件数は増加し、内容は複雑化しています。

地域包括支援センターにかかる全国統一の評価指標により、業務の実施状況を把握し、これを踏まえ地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることで体制を充実させ、今後団塊世代が75歳となる2025年に対応できるよう地域包括ケアシステムを深化させていきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】アルコール消毒、マスクなどの衛生用品を事業所に配布する予定はございません。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください

【回答】PCR検査については、就労継続支援施設等の職員（埼玉県の次号で対象外となった施設職員）を対象に、町単独でPCR検査を無料で6回実施しています。コロナウイルス感染症に係る入院等の体制確保につきましては、埼玉県・保健所が管轄となりますのでお答えできません。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】障害者施設の職員不足については、児玉郡市自立支援協議会で実態の把握に努めてまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】障害者のかたの優先接種を行っています。集団接種の会場については、町民体育館及び遺跡の森館で実施しており、バリアフリーにも対応しています。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】児玉郡市で広域的に検討しております。令和5年度までに整備することを目標としています。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】予算化の予定はございません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】平成 29 年度策定済みの障害福祉計画・障害児福祉計画において、アンケートを実施し、障害者、家族の声を反映した計画を策定いたしました。行政、事業所など関係機関が連携を取りながら、障害者の方やご家族の声を反映した事業となるよう努力して参ります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】入所施設に在住する障害者の方の人数は把握しております。地域生活への移行を推進するため、障害者のかたが入所施設から地域生活へ移行する割合などは目標値を定め障害者福祉計画に定めておりますが、施設の設置計画につきましては、定めておりません。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】民生委員による見守り支援などを通じて、課題や問題を抱えている高齢者世帯の実態把握に努めております。福祉担当だけでなく、介護担当、包括支援担当との連携を密にし、緊急時の対応に努めてまいります。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】上記のケースについては、一部把握しております。状況把握に努め、必要があれば障害者福祉サービスを利用できるよう広域で検討してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】児玉郡市内統一で、平成 31 年 1 月から所得制限を導入しましたが、所得制限の対象となる方はいません。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】平成 27 年 4 月から児玉郡市内の医療機関において、現物給付を実施しております。児玉郡市1市3町と医師会において協定を締結しています。広域化を進めるため、埼玉県へ働きかけてまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入

院も補助の対象としてください。

【回答】県の要綱に基づいて実施しているため、対象拡大等につきましては、埼玉県へ働きかけてまいります。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】二次障害の実態を把握したうえで、医療機関への啓発を検討してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】1時間あたりの利用者負担額は950円となっておりますが、うち450円を町が負担し、本人負担は500円です。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】県の補助制度が拡大されなければ、町単独での利用時間の拡大は難しいと考えております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】町では成人障害者への利用料の町単独補助を行っております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】今後、必要に応じ要望してまいります。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】配布枚数につきましては、令和2年4月より24枚を28枚とし、4枚増やして配布しております。100円券の補助については、実施する予定ございません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者

付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】ガソリン代支給制度につきましては、令和元年4月1日から視覚障害の介助者へも対象を拡大しております。所得制限や年齢制限を導入することは検討しておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】児玉郡市で足並みを揃えて検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】避難行動要支援者名簿については下記①～⑥のいずれかに該当し、在宅者(福祉施設及び医療機関に入院または入所していないこと)で、昼夜を問わず、支援がないと避難が困難な方を対象としております。

- ① 一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、避難の際支援を必要とする者
- ② 介護保険の要介護認定が3～5の者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害程度の等級が1～3の者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者であって、障害程度の等級が((A))、Aの者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳を受けている者であって、障害程度の等級が1の者
- ⑥ その他、避難の際自力では困難であるため支援を必要とする者

希望するかたについては、名簿登録するための申請手続きをしていただき、手続き時に避難経路や避難場所で必要となる条件等を確認させていただきます。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】直接避難するには登録制が必要と思われませんが、避難者が詰めかけることで施設利用者や入所者との併せての対応が困難となり、混乱を招いてしまう恐れも想定されます。

行政と施設側で連携したうえでの避難のあり方を検討して参ります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】長期に避難が必要なかたには避難状況に応じた物資の供給を呼びかけ、場所や方法を分ける等の対応をして参ります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】要支援者名簿は災害対策基本法により、「災害時または災害発生の恐れがある場合に、要支援者を災害から保護するために必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他に対し、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる」とされておりことから、必要に応じてボランティアや支援協力者等に対し、名簿情報の

提供をして参ります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】同時発生時は災害対策本部で対応します。保健・衛生対策及び感染症対策については、地域防災計画で計画してありますよう保健所と連携して実施して参ります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】新型コロナウイルスの影響を受け、経済的、精神的に負担をうけている障害者のかたへの生活支援として、令和2年度に一人 10,000 円分の美里町ふるさと応援チケットを配布いたしました。削減・廃止した事業はございません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】美里町に待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】0歳 7人、1歳 31人、2歳 49人、3歳 58人、4歳 73人、5歳 73人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】美里町に待機児童はおりませんので、整備の予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】支援が必要な児童については、柔軟に対応してまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】美里町に認可外保育施設はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 保育の質の維持については、適切に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 美里町は単独で既存補助制度がありますが、今後も研究してまいります。

→均等割 1か所 200,000 円、

人数割 9月1日現在の入所委託児童数×4,000 円

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019 年 10 月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 美里町は子ども・子育て支援制度による実費徴収の補助を実施しているほか、美里町は単独で多子世帯副食費負担軽減補助金により、第 2 子半額(月額 2,300 円上限)、第 3 子全額(4,500 円上限)を実施しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5 年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 法令に基づき適切な適切に対応してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 保育の質の維持については、適切に努めてまいります。

育児休業取得による上の子の退園はありません。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分

離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 美里町では、待機児童はありません。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】 法令に基づき、また施設と協議の上、適切に対応してまいります。
美里町ではキャリアアップ事業に対応しております。**

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 美里町公立公営の学童施設はありません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】 美里町では既に実施しており、引き続き実施してまいります。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 検討してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】実施機関ではないので回答できませんが、窓口でのご相談については、対象者により添った対応に努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生

活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

以上